

北上市告示甲第35号

北上市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱（平成17年北上市告示第62号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(対象住宅)</p> <p>第4 耐震診断の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内の木造住宅のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 在来軸組工法又は<u>伝統的工法</u>の一戸建てで、地上階数が2以下のもの</p> <p>(耐震診断実施決定の取消し)</p> <p>第8 市長は、耐震診断の実施の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、耐震診断の実施の決定を取り消すものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>その他市長が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(費用負担)</p>	<p>(対象住宅)</p> <p>第4 耐震診断の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内の木造住宅のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 在来軸組工法又は<u>伝統的構法</u>の一戸建てで、地上階数が2以下のもの</p> <p>(耐震診断実施決定の取消し)</p> <p>第8 市長は、耐震診断の実施の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、耐震診断の実施の決定を取り消すものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(費用負担)</p>

第9 耐震診断に要する費用は、1件当たり31,428円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、そのうち市が28,428円（消費税及び地方消費税を含む。）を、耐震診断を受けた者が3,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を、それぞれ負担するものとする。

2 [略]

第9 耐震診断に要する費用は、1件当たり50,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、そのうち市が47,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を、耐震診断を受けた者が3,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を、それぞれ負担するものとする。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。